

令和4年1月27日

保護者各位

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

小中学校における学校再開について

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市におきましては新型コロナウイルス感染症防止のため臨時休業の措置をとっておりますが、児童生徒の「学びの保障」を確保するため下記の通り段階的に学校を再開いたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象 市立小中学校

2. 学校再開のスケジュール

1月31日(月)、2月1日(火)、2日(水)	午前中授業 給食なし
2月3日(木)、2月4日(金)	通常登校(午後含) 給食あり

3. 部活動について 原則休止

※ ただし、九州・全国大会派遣が決定しているチーム及び個人や、地区・県大会を控えるチーム及び個人は学校長の許可のもと、2週間前から練習することができる。

4. 感染不安による登校見合わせと授業の同時配信について

(1) 感染不安を理由に登校を見合わせる場合は、「出席停止扱い」となり「欠席」とはしません。

(2) 登校できない児童生徒向けに「授業ライブ配信」をオンラインで行います。

※ 教科(実技教科等)によっては、配信ができない教科があります。

5. 感染症対策について

(1) 「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(2) 学校感染のリスクを低減させるための措置について

① マスク着用や手指消毒、定期的な室内換気を行うなどとともに、屋外においても十分な感染症対策を講じるようお願いいたします。

② 健康観察を徹底し、本人・同居家族が体調不良時は登校を控えてください。

③ 発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。尚、受診の際に再登校の基準について、医師にご確認ください。

④ 児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。

⑤ 病院受診ができなかった児童生徒の再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることを条件とします。

6. いじめ・誹謗中傷の防止について

(1) 感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。

(2) 正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。